

中世ヨーロッパにおける私文書の公証：歴史的概観 と研究の現状

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院

<https://hdl.handle.net/2324/7168374>

出版情報：「人間文化資源」の総合的研究：9-19世紀文書資料の多元的複眼的比較研究：年次報告書.
2012, pp.265-272, 2013-03. 国文学研究資料館

バージョン：

権利関係：

中世ヨーロッパにおける私文書の公証

—歴史的概観と研究の現状—

岡崎 敦

はじめに

中世ヨーロッパにおいて、私的な法行為、法的事実の管理、さらにはその文書化は、実に多様な様相を呈した。ヨーロッパの文書学においては、19世紀流の公私の弁別に由来する公文書／私文書の対立、さらには「公文書」という用語は、現在事実上放棄されているが、「私文書」というカテゴリーは維持されており、そこでは、1人称や3人称の書き物から当局における登記にいたる、無限に多様な諸制度、文書様式のすべてが包含されている。本報告は、ヨーロッパ中世における公証、すなわち当局による私的な法行為の管理の諸相について概観するとともに、近年関心が盛り上がっている研究の現状について紹介することを目標とするが、この際、時間的変容や地域的偏差を含んで非常に多様な、私的な法行為、法的事実の管理全般のあり方を常に念頭に置くこととしたい。特殊な制度の過度な一般化が、思わぬ誤解を生じさせることを恐れるが所以である。

ところで、中世ヨーロッパにおける公証制度は、大きく以下の3つの形態があったと考えられる。一つは、非訟事項裁判権 *jurisdiction gracieuse* と呼ばれるもので、狭義には、法廷による、私的な法行為の公証行為、特に裁判官の名における告示文書の発給を、広義では、公的権威者のもとでの、私人間の私的な法行為の公証制度全般を意味する。二つ目は、公証人制度であり、とりわけ地中海世界に広く見られた。最後は、当局におけるなんらかの「登記」である。

事実、従来公証制度に関心を寄せてきたのは、主として以下のような研究領域であったと思われる。一つは、法制度史で、公証人はもちろん、非訟裁判権の形成にとって決定的な役割を果たした教会代理判事制度、さらには、中世末期には有力な制度となる君主の地方行政制度等が研究の対象となってきた。第二は文書学であり、上述のように、「私文書」というカテゴリーのなかで、あらゆる文書類、制度が検討されるが、なかでも非訟裁判権文書における裁判権・職権印章の形成や、公証人の署名は特別な関心の対象となった。しかしながら、本稿の最後に述べるように、近年、公証制度を対象としながら、より広く制度と社会との関係のあり方全般に関心を寄せる研究動向があらたに現れた。そこでは、制度論、文書論の豊富な蓄積の上に立ちながら、制度の実質的機能や、これを取り巻く社会関係のすべてが考察の対象となっており、中世末から近世はじめの時期を特徴づける「当局」という観念の熟成と、これと密接不可分なたちで形成される「政治社会」のあり方を研究する際の格好の素材を提供すると考えられている。

しかしながら、公証制度の歴史的な性格を理解するためには、私的な法行為、法的事実の効力保証、管理という問題系を、より広い社会的コンテクストのなかに位置づける努力を払わねばならない。第一に、言うまでもなく、おそらくは法行為、法的事実の大半は、当事者間の合意のみで締結され、ときに文書化されていたと考えられる。他方、公証制度について、これが、少なくとも中世末期には、同地域に複数の制度が競合していたことを

念頭に置かねばならない。教会、君主・領主権力、都市等が提供する制度の競合と共存の具体相は、複数の「公権力」の重畳を特徴とする前近代社会のあり方自体を写す鏡でもあろう。最後に、公証人や書記をはじめとする専門職の問題がある。彼らは社会的にはどのような存在であったのであろうか。

以下、まず、中世ヨーロッパにおける公証制度の本格的な成立以前の時期について、ローマ時代から12世紀までの状況を概観する。ついで教会とフランス王権の制度の形成を論じ、最後に、公証制度研究の現在を特徴づける関心のいくつかを紹介して、本稿を閉じたい。なお、中世ヨーロッパの公証制度を考える場合、一つの重要な極を形成する都市については、山田雅彦氏の論考に全面的に委ねることとし、本稿では言及を差し控えることとした。

1. 12世紀以前の私的な法行為の管理

文字を持たなかったヨーロッパの先住民や、後に征服者として移住してきたゲルマン人をはじめとする「蛮族」たちとは異なり、高度なりテラシー社会を形成していた地中海世界、とりわけローマにおいて、私人間の契約は、基本的に口頭所作の問答契約のみでその効力は保証されていた。ここにおいても、もちろん私的な法行為は文書化されたが、それは基本的には、1人称形式による証書であり、断片的ながらパピルス文書が伝来している。他方、少なくとも、ヴィジ・ゴート王国やフランク王国に伝来する書式集からは、遅くとも7世紀末までは、私人間の私的な法行為を、都市当局が管理する都市登記簿 *gesta municipalis* に登録する制度が存在したらしいことが示唆されている。したがって、ローマ世界においては、当事者間でのやりとり、およびその証書化と、都市当局における登記という、いわば両極に位置する制度が共存していたと考えられる。

西ローマ帝国が崩壊し、ヨーロッパの地に蛮族の王国がたったとはいえ、少なくとも7世紀一杯はローマの法制度が機能していたと考える立場が、近年主流となっている（「ポスト＝ローマ期」）。この時期における最強のゲルマン人王権であった、フランク王国のメロヴィング諸王は、ローマの地方行政機構を文書行政ともども引き継いだと考えられているが、たとえばサリカ法においては、私的な法行為は、法廷集会での口頭手続き（証人、あるいは公的権威を前にしての権利放棄宣言など）のみが規定され、文書化には触れられていない。他方、私文書については、この時期、ノティティアと呼ばれる無形式の書き物が伝来している。このようにローマの諸制度が次第に弛緩していくなか、王文書様式のなかに、第三者の法行為を対象とするものがみられるようになる。第一は、王文書による確認であり、当時唯一印章が文書に付されることで、特別な権威のもとにあると観念された王文書の特別の保護にもとにおかれることになる。第二は、王法廷における判決を記載した王文書であり、なかには実質的には決着している紛争の合意結果の効力を高めるために、あえて法廷の権利に頼る仮装訴訟もある。最後は、何らかの理由で失われた文書（滅失文書）の回復手続きであり、王や宮宰文書が一定数残っている。

しかしながら、このような状況は、そのもっとも著名な王（カール大帝、シャルルマーニュ）が800年にローマ皇帝としての戴冠を受けたことで知られるカロリング諸王のもとで、根本的な変容を蒙るに至る。俗人書記の消滅に象徴されるローマの諸制度の崩壊を前提として、いわばゼロから官僚制的な文書行政を立て直そうとしたのである。具体的には、781

年勅令をはじめとする各地での書記の設置義務命令があり、イタリアの制度の模倣であったとされる。とはいえ、少なくともアルプスの北の地方においては、文書作成業務はいまや事実上教会人によって独占されていたが、彼ら専門職は、裁判文書とともに契約文書の作成を担うとともに、王ほかの文書行政全般を取り仕切るに至った。しかしながら、「教会としての国家」とも称されるカロリング王権制度は、早くも9世紀には弛緩し、いわゆる公権力の解体が進行することとなる。公的法廷の消滅、文書数の減少と形式の混乱などに象徴される動きは、一般には文書主義自体の衰えの兆候と考えられており、1000年ごろには、文字の世界は事実上教会に限定されたとすらみなしうる。この時期のいわゆる封建社会を特徴づけるのは、文書論においては、文書の類型と機能の著しい多様化（地域、組織、発給者など）、ならびに文書の教会内部資料化とも呼びうる現象である。

このような状況は、12世紀を通じて、飛躍的に変容していく。高度経済成長と、モノ・金・人の動きの活発化と連動して、広域的な権力が再度集権的な力を強めていくが、同時に、旧来の慣習法に加えて、文字テキストと論理を法理とする学識法（ローマ法と教会法）が再発見、刷新されたことも重要なモメントである。文書の世界においても、文書数の爆発的増加、文書形式の規格の急速な進行が見られる一方で、12世紀には、証人や共同宣誓人などが大量に出現するなど、口頭所作儀礼の世界と文書の世界とがせめぎ合っている様子がかいま見られる。そして、この時期にこそ、私人間の法行為の文書化についても、新たな動きが出現するのである。

ここで、地中海世界で一般化した公証人制度について簡単に触れておこう。この制度についてはすでによく知られているので、以下の諸点の指摘に留めることとする。第一に、公証人とは、当局から公証業務の認可を受けた民間業者であり、当然ながら、職や関係資料は相続される私有財産とみなされる。第二に、公証人文書と呼ばれるものには、実際には二種類ある。一つは、法廷において効力を持つ公証原本であり、公証人の自筆署名が文書に効力を与え、クライアントに手渡されるものである。いま一つは、法行為がなされた段階で、公証人が私的にその主要な事項を、手元に保管する冊子に書き留めるメモである。実は、公証原本は、実際に訴訟の必要が生じたときにしか作成されず、通常は、この「公証人帳簿」のみが法行為の記録を管理した。膨大な量が伝来する公証人帳簿は、公証人、あるいは一族の私有財産であるが、実際には他者の法行為、法的事実管理の「原簿」として機能しており、その高い公共的性格から、すでに中世において都市当局をはじめとする公権力が関心を寄せてきた。最終的には、20世紀にはいって、ヨーロッパ各国政府のイニシアティブにより、一定年限を過ぎた公証人帳簿の公文書館への移管が取り決められるに至った。最後に、公証人の行為の法的源泉は聖俗のさまざまな当局にあるが、そのなかには都市共同体も含まれる。とりわけ重要なのは、都市当局が文書行政を深化させるなか、彼ら公証人は、都市の行財政、裁判業務に携わる書記としても活躍した点である。事実、イタリアのように、都市国家が多数分立した地域において、共通の法文化が維持されたのは、養成システムを同じくする公証人が、個別都市を越えて移動しながら、広範に活動したことにあったと考えられるのである。

2. 教会による公証制度

12世紀における文書の変容は、なにより文書形式の規格化の進行と、印章の普及によっ

て特徴づけられる。私文書に関して重要なのは、法行為の文書化の動きが急速に進むなか、ローマ法の影響を受けて次第に形式要件が学識化する文書をみずから作成出来ない者は、文書発給を高い権威のもとに実施し得る存在に頼る事態が生じた点である。この際、歴史的にもっとも重要な役割を果たしたのが、カトリック教会組織の地方行政の要である司教であった。12世紀後半以降の司教文書の大半は、実は、第三者間の紛争調停か、あるいは第三者の法行為の告示であるが、同時に、形式面からは、ローマ法特有の文言や法形式が体系的に散りばめられていることが検証される。告示手続きの本質は、司教、あるいはその代理の面前での、定められた手続きに則った法行為の宣言であり、これは法廷での判決と同じ効力を持つとされた。

しかしながら、教会における公証制度といえ、とりわけ13世紀初頭以後に一般化した教会代理判事、とりわけ司教代理判事発給の告示文書が決定的な重要性を有する。司教代理判事とは、12世紀以降の教会の学識法に則った法制度の刷新のなか、あらたに司教権限の代行者として制度化された役職であり、1168/76年のランス大司教座教会を皮切りに、13世紀初頭までに一挙に普及した。この制度の革新性は「代理」概念の具現化ばかりでなく、代理判事が発給する文書にも存する。代理判事文書は、発給人の欄が役職名だけで、個人名がなく、さらに、印章が裁治権印章、すなわち職権印章なのである。ヨーロッパ中世の印章は、王や司教を初めとして、権威の印章であっても個人印章であることが多く、非人格的な職の印章の出現は、法制度全般における深い変容が生成、発展していたことを示唆している。

司教代理判事のもとの公証制度は、以下のような手続きをふむ。法行為の主体は、代理判事本人、あるいはその補佐役人の前で宣言し、後者の場合、代理判事は、補佐役人の報告を受けて、みずからの名前で告示文書を発給する。効力があるのは、当事者に手渡される原本のみであり、登記に類する制度は存在しなかった。断片的に伝来する帳簿についても単なる控えであり、法的な効力はもちろん、体系的な性格もなかったと考えられている。当事者の行為を誓約とともに受入れる役人は、13世紀中葉以降のパリでは二人とされるが、さらに事態が進むと、彼らの代理として、現地の司祭等が末端の法行為受入れを担当することになる。教会の公証制度は、次第に、王権ほかの制度との競合に敗れて衰退するとされるが、教会への寄進など、特殊な法行為については長らく利用され続けたとする研究もある。

3. フランス王権と公証制度：パリのシャトレ

ここでは、将来の主権国家の立役者の一つである、中世末期の王権の代表例ともいえるべきフランス王権をとりあげ、その公証制度を概観する。

フランス王権は、13世紀初頭からすでに、私人間の法行為の公証に乗り出していたが、なかでも重要なのは、王権のお膝元パリにおける王権の代行機関であるシャトレである。現存する最古のプレヴォ文書が（シャトレ長官のプレヴォは、王権の地方行政体系においてはバイイと同格）、個人印章ではなく、プレヴォ職権印章を付していたが、事実シャトレは、つねにフランス王権の制度的発展の先兵であった。公証業務においては、長官、あるいは派遣された二人のジュレと呼ばれる役人による法行為の受入れと、長官名での告示文書発給という手続きから、同時期の教会代理判事の公証制度、とりわけパリのそれとの直

接的影響関係が想定されている。制度の実際の運用に際しては、教会代理判事、あるいはシャトレ長官自身による受入ではなく、二人の役人への委任が恒常化していたことであろう。二人のシャトレ役人は、公証文書だけではなく、シャトレの裁判判決や内部資料をもまた作成しており、シャトレの文書行政全般を担当する存在であった。彼らは、1271年には、特殊なコンフレリー団体を結成し、1300年ごろからは書記 *notaire* という肩書きを得た上で、王権の委任官僚としての地位を確立させた。1301年には、その定員は60名とされている。

公証業務に関してその後進行したのは、シャトレ書記の「自律化」とでも呼ぶべき状況である。シャトレ文書は、プレヴォ長官名で、シャトレの職権印章を付して発給されるが、実際には、当事者のもとで法行為を受入れ、文書を作成して、公式の発給までを準備するのは、彼らシャトレ書記たちであった。14世紀前半、書記は、法行為受入れに際して、文書の下書きのようなものを作成して、これにシャトレの裏印章を付して、当事者に手渡すようになった（プレヴェ *brevet*）。当事者は、後日紛争が生じた場合には、これを持参して、あらためて公式の文書の発給を要求するわけである。シャトレ職権印章を付して、プレヴォ長官名で発給されるシャトレ文書の発給手続きは煩雑で、おそらくは現場での要求に迅速に答えられなかったことが直接の原因と考えられるが、15世紀には、シャトレ裏印章もない、書記の署名のみのプレヴェが出現した。結果的に、南の公証人に類似する業務実践といえる。しかしながら、シャトレにおいては、控えや帳簿にあたるものが長く存在しなかった。1437年、パリに帰還したシャルル7世は、帳簿の維持を命令したが、実際に始まったのは1470年代であり、恒常化したのはさらに遅く16世紀を待たねばならない。

4. フランス王権の地方公証制度：タベリオナージュ *tabellionage*

1280年代はじめ、フランス王フィリップ3世は、一つの王令を発布したと考えられている。ただボーマノワールの著名な慣習法書のなかでのみ伝来するこの王令こそ、フランス王権の地方公証制度の設置を命じたものである。すなわち、バイイが巡回法廷を開く都市、実質的にはプレヴォ都市において、二人の貴顕 *prud'homme* が、私人間の契約を受入れ、この報告に基づいて、バイイは告示文書を発給して、手数料を徴収するというわけである。この王令は、1281年5月のサンリスのバイイ文書を皮切りに、実際に、この王令を前提として発給されたとみなしうる文書がいくつも発見されたことにより、実在が確認された。

しかしながら、ここでもまた、制度の現場への下降が生じた。文書発給の在地化、すなわちバイイ管区の下位領域にあたるプレヴォ管区（あるいは、それに類するシャテルニー、ヴィコンテ）において、地方分権化されたバイイ印章（特定のプレヴォ管区用に特化したバイイ印章）、あるいはプレヴォテ印章のもとで、告示文書が発給されるに至るのである。重要なのは、この動きに連動して、関係するスタッフが多様化したことである。プレヴォ自身に加えて、その職権印章を管理する印章管理官、ついで法行為を受入れるジュレにあたる者たち、そして、受入れた法行為の文書化を専門とする新たな公証専門職、タベリオン *tabellion* である。

中世末期のフランス王国の公証制度においては、したがって、上記の3つの職が登場するが、それぞれの性格は、地域や時期によって多様な様相を呈している。まず印章管理官は、王権の委任官僚として、王権キャリアのなかに組み込まれており、ブルジョワ出身、ある

いは結婚した聖職者が多い。ジュレあるいは聴聞官 *auditeur* は、フィリップ3世王令における貴顕、すなわち名望家の後継者であり、現地で法行為を受入れ、これを報告書にまとめる役割を果たすが、そもそもは在地における特権的な証人であったろう。ブルジョワ出身、あるいは結婚した聖職者が多かったが、次第に、法実務家などの専門職へ移行した。最後のタベリオンは、プレヴォ管区、すなわち王権の公証業務の末端にあって、事実上、私文書作成を独占し、請負によって利潤をあげる存在として現れる。ジュレの報告に基づいて公証文書原本を準備し、印章管理官のもとに送る役割を果たすが、地域によっては、法行為を帳簿に記載、管理していた。問題は、この三者の関係である。ある地域では、ジュレがおらず、タベリオン自身が、法行為の受入れに直接携わっているが、別の地域では、逆に、ジュレが、文書作成業務を集団で請け負って、文書を作成している。タベリオンがいても、そこでは作成料徴収の窓口でしかない。

13世紀のラングドック併合以後、南の公証人制度と北の印章付き文書制度との統合の努力を続けていたフランス王権は、16世紀に至り、ようやくその成果の一部を得るに至る。まず1542年に、ジュレを書記として官僚化し、ついで、1597年、タベリオン職と書記職を合体させ、北の地方では、役人としての書記のみが残った。他方、南では、職権印章による文書発給、王権による公証人認可権の独占などにより、地方役人の統合への努力が続けられていた。結果として、南でも北でも、「王の書記（あるいは公証人）」*notaires royaux*のみが存在することとなったのである。ただし、南の地方では、公正証書は、彼らが署名することで効力を得るが、北では、法的効力は、書記ではなく、職権印章が付された組織の長官名による文書が与えていた。1697年に至り、書記が印章管理官を兼職し、みずからの印章、名で文書を発給するようになると、北と南の制度は事実上限りなく接近したといえる。最終的には、1803年ヴァントーズ25日の法律が、すべての書記を国家権力の委任者として、彼ら作成の文書に公的権威による法的効力を保証したことで、フランスの制度的統一が果たされた。

おわりに：公証制度研究の射程

ヨーロッパにおける公証制度の形成と発展について、一方で、12世紀以後の経済、社会の急激な変容の結果、私的な契約が増殖し、その保証を当事者の外部に求める状況が発展したこと、他方で、このことと関連して、文書数が激増するとともに、文書形式が抽象的な法理を前提とする規格化を進めたことなどが想定できる。しかしながら、公証制度、さらにはその文書の歴史的研究は、近年、従来とは異なる問題関心のもとであらたな活況を呈しているように見える。その理由の一つが、1980年代のフランスにはじまり、その後ヨーロッパ全体の共同研究へと波及した、いわゆる「近代国家の生成」プロジェクトに見られる問題関心との類縁性にあることは間違いないと考えられる。誤解を招くタイトルにも関わらず、この巨大プロジェクトで目標とされたのは、特殊ヨーロッパ文明の起源とその性格の再検討であり、具体的には、13/14世紀に生成し、17世紀には確立した西欧共通の政治社会形態がその対象であった。この時期の西欧はいわゆる主権国家体制の形成期だが、そこでは、国家と社会との混交（諸制度・社会間の利害輻輳、正統性の再配分、国家の担い手とクライアント）、正統性をめぐるせめぎあいと論理（交渉、コミュニケーション、世論、その前提となる主体・個人、公と私）、合意形成と共依存関係などの論点、政治社会、

政治文化論として、多様なかたちで再検討された。簡単に言えば、民主主義、資本主義、社会統合の展開過程の要として「近代国家」なるものを想定し、さまざまな錯綜する諸力がせめぎあうアリーナと考える訳である（典型的なモデルはイングランドであり、ドイツをはじめとする「絶対王政」は開発独裁の一変種としてヨーロッパ独自のものではないとする）。この意味で、私人間の私的な法行為の効力の保証について、権威当局が安価な料金でサービスを提供する制度の形成は、特別な関心を持たれて当然とも言えよう。

ところで、公証制度は、本来当事者だけで完結してもよいはずの法行為、法的事実の保証に、上級権力が介在するという意味では、あくまで「上から」用意された制度という性格を帯びる。事実、制度のあり方や文書の様態を見る限り、この先鞭を付けた教会の制度や文書は、ローマ法の復活に代表される抽象的な法理研究を前提とし、高度な法学教育を受けた法専門職によって担われるものとして現れる。そして、このような制度、文書形式がいつでもそうであるように、公証人文書や非訟裁判文書は、一般に非常に規格化された統一性をもって表現されることもまた確かであろう。そして、この時代の権力エリートがそのような方向を強く志向していたことも間違いない。

しかしながら、制度の実態や、とりわけ地域的な偏差に着目すると、別の様相も見えてくるのである。たとえば、フランス王権のタペリオンージュ制度スタッフをめぐる多様性はその一端であるが、とりわけ重要なのは帳簿の意味である。一般に法的な価値はないとされる北の地方においても、たとえばノルマンディやブルゴーニュにおいては、大量のタペリオン帳簿が伝来しているのは何故なのだろうか。また、一見すると教会に由来するようにも見える、現場における法行為の受入れという役割は、「中央から整備された制度」というよりも、むしろ在地における秩序形成の観点から考察されるべき問題とも考えられる。事実、フィリップ3世王令においては、彼らは在地名望家とみなされる *prud'homme* と呼ばれていたのである。最後に、近年の諸研究は、個々の公証文書の内容、形式の研究から、末端の公証役人が、一般的な法理と、刻一刻と変容する現場の状況との間をつなぐ「解釈の最前線」に位置したことを強調している。

他方、公証制度は、社会史の研究対象としても、無限の可能性を秘めている。第一に、公証役人、スタッフは誰かという問題系がある。公職なのか、在地の名望家なのか、専門職なのか。後者であれば、彼らの社会的位置づけや教育問題が提起される。また、在地の法律専門家として、彼らの多くは、公証以外の業務にも関与していたが、なかには訴訟や行政業務のみならず、住民にとってある種法律顧問のような役割を果たしていた人物も確認されている。また、彼らの経済基盤を考えるためには、文書作成料や請負料などの検討とともに、在地の公証スタッフの専門化、さらには専門家系の出現等の問題にも取り組まねばならない。第二に、クライアント側の問題がある。誰が、どのような法行為に関して公証制度を頼ったのかについての体系的な研究が必要である。現在検証されているところでは、不動産賃貸から、債務、寄進に至るさまざまな契約行為が対象となっているが、当該時期の社会、経済的状況との連動もよく指摘されることである。最後に、複数の公証制度間の競合と使い分け問題がある。たとえば、パリにおけるシャトレの特権的な地位について、近年のある研究は、シャトレだけが有した禁固という罰の重要性に注意を喚起しているし、フランドルにおけるイタリア人公証人の存在は、イタリア出身者の大量居住との関係で以前から注目されてきた。

私的な法行為、法的事実の効力の保証は、歴史上実に多様な相貌を見せてきた。古代地中海世界にあつては、私人間の行為と、都市当局の登記が共存していたが、「中世的当事者主義」の封建社会を経て（文書の地域主義、権利証書のみの世界、受益者が管理）、13世紀以降のヨーロッパでは、当局による公証制度が広汎に展開するに至った。しかしながら、その内実はというと、在地の事情に強く規定される一方で、制度の運用責任はひたすら下降の一途をたどり、最後は「書記＝公証人」と称する専門職に一元化されていく。そして、このような変容の背景として、中世末から近世初期における政治社会、政治文化の大きな再編を想定出来るのである。